

新型コロナウイルス感染症の対応について

健康づくり推進課 ☎0175-31-0350

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わり、「2類相当」から「**5類**」（インフルエンザと同じ）に変更となりました。詳細を以下にまとめましたのでご確認ください。



5類に移行後の変更点

5類移行により終了した主な支援策

行政からの外出自粛要請や入院勧告を行うことはありません。

- 行政による外出自粛要請【終了】
- 行政による入院措置・勧告【終了】
- 陽性者登録【終了】
- 宿泊療養施設【終了】
- 健康観察【終了】
- マイハースによる療養証明の発行【終了】
- 臨時Webキット検査センター【終了】
- 自宅療養者サポートセンター【終了】
- 自宅療養者への食品セットの配布【終了】

感染時の療養期間

外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは個人の判断となります。

その際は、以下を参考にしてください。

- 発症後5日間経過、かつ、解熱・症状軽快後24時間経過するまでは外出を控えることを推奨。
- 発症後10日間は、他者に感染するリスクが高いです。接触を控えるなどの周囲にうつさないよう配慮をお願いします。
- やむを得ず外出する場合はマスク着用を徹底し人ごみを避けるなど配慮をお願いします。

濃厚接触者

濃厚接触者として特定されることはなく、外出自粛も求められません。

- ただし、感染された方の発症日を0日とし、特に5日間ご注意ください。7日目までは発症する可能性がありますので、マスク着用を徹底し、他者との接触を控えるなどの配慮をお願いします。

医療費の負担

症状があり、医療機関を受診し検査をした場合は、医療費は自己負担となります（保険適用）。ただし、9月末まで特例措置があります。

- 入院費は、医療保険各制度の高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円減額した額が自己負担となります。2万円以下の場合はその額を全て減額します（食事対象外）。
※医療機関窓口で限度額適用認定証の提示が必要です。加入中の保険者に確認しましょう。
- 対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬は公費負担となります。
※ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド

5類に移行後の政府が推奨する療養期間の考え方

- **外出を控えるかどうかは個人の判断**となりますが、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします。
- **発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれます**のでマスクの着用や他者との接触（特に重症化リスクがある65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）を控えるなど、周囲に感染させないように配慮しましょう。

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に 軽快	症状あり	軽快	軽快後 24時間 以降				療養終了	
発症後 2日目に 軽快	症状あり		軽快	軽快後 24時間 以降			療養終了	
発症後 3日目に 軽快	症状あり			軽快	軽快後 24時間 以降		療養終了	
発症後 4日目に 軽快	症状あり				軽快	軽快後 24時間 以降	療養終了	
発症後 5日目に 軽快	症状あり					軽快	軽快後 24時間 以降	療養終了

体調不良時の受診について

医療機関に相談のうえ受診しましょう！

- 大間病院の発熱外来に受診可能です。
- 発熱がなくても、風邪症状がある場合は、**必ず**、事前に電話で相談してください。

**大間病院
発熱外来**

平日(9時～17時) ☎080-1679-9257

平日(時間外)・休日 ☎0175-37-2105

- その他、県内の外来対応医療機関については、【新型コロナに関するコールセンター】にご相談ください。※青森県のホームページにも掲載しています。

新型コロナに関するコールセンター（青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談）

☎0570-065-965（24時間対応）※通話料は利用者負担

- ◆ 新型コロナ感染症に対する一般的な相談
- ◆ 発熱等の症状がある方への外来対応医療機関の案内
- ◆ 新型コロナ患後症状（後遺症）の受診先相談
- ◆ 新型コロナワクチン接種後の副反応の受診先相談

